

石川県公報

平成 29 年 10 月 31 日
第 13051 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○鳥獣保護区の指定の解除	(同) 5
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	1	○休猟区の指定	(同) 7
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○特例休猟区の指定	(同) 8
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課)	2	○特定猟具使用禁止区域の指定	(同) 8
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同)	3	○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課)	9
○狩猟鳥獣の捕獲の禁止 (自然環境課)	4	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	9
○鳥獣保護区の存続期間の更新 (同)	5	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	10
		○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課)	10
		○県営土地改良事業に係る不換地指定公告 (農業基盤課)	10
		○土地区画整理組合の理事就任公告 (都市計画課)	11
		選挙管理委員会	
		○石川県選挙管理委員会告示第89号の公布公告	12

告 示

石川県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1771400759	株式会社 ROKUAI白山	デイサービスGGフィットネス内灘 河北郡内灘町字緑台一丁目306番1	平成29年 10月1日	通所介護

石川県告示第496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービスの 種類	廃止の届出 を受理した 年月日
1770600565	有限会社 シブヤ	ヘルパーステーションみつばち 加賀市松が丘1丁目15番地10	訪問介護	平成29年 9月25日
1771400585	来夢株式会社	デイサービス来夢 河北郡津幡町北中条5丁目82番地	通所介護	平成29年 10月2日

石川県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770600565	有限会社 シブヤ	ヘルパーステーションみつばち 加賀市松が丘1丁目15番地10	介護予防訪問介護	平成29年 9月25日

石川県告示第498号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオXP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、容器に「Hellfire」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「じゅるじゅる淫乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「ETERNAL LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「パンプキン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「EMBLEM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「MEXICANO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「トコロテン パウダー」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK HERB 2007-2010」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Tropical Nature Liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「TROPICaL GaY LIqUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「♀♀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Penicillin X」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK HORSE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Σ」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「華鳥風月」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「蒼龍」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「祭」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「N.Y」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「BADGUY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「WAVER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「PLASMA α」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「POWERFUL SOUL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Rave VI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「VIP classic fusion」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「White Bubble」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「dizzy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Trip Master」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「転生のエキス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「Deep Anul Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY STREET」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Fire ball X1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「Long Sex Life」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY FANG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「Reverse TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「DECADENCE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「TRANCE FALL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「Psyche」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「STIGMATA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「VENUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「JUPITER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「SATURN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「JUSTIN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「Hawaii Sun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「Hawaii Sunset」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「Hawaii moon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「romance -final season-」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「REO レオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「DarK NighT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成29年11月1日

石川県告示第499号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- [2, 5-ジメトキシ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]エタンアミン及びその塩類
- (2) メチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成29年11月1日

石川県告示第500号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 捕獲を禁止する狩猟鳥獣

イノシシ、ニホンジカを除く全ての狩猟鳥獣

2 捕獲を禁止する区域

(1) 西保狩猟鳥獣捕獲禁止区域

ア 区域

輪島市西二又町地内の主要地方道輪島浦上線、市道西二又1号線及び西二又2号線との交点を起点とし、同所から市道西二又1号線を東に進み山道を経て鳥毛橋に至り、同所から林道大沢線を南東に進み林道小池線との交点に至り、同所から林道小池線を東南東に進み林道佐比野線を経てN T T佐比野無線中継所管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を南に進み林道縄又線との交点から更に西南西に進み西二又町と旧門前町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み主要地方道輪島浦上線を経て更に北に進み久佐木峠に至り、同所から山道を北東に進み市道西二又2号線を経て起点に至る線に囲まれた区域

イ 面積

1,010ヘクタール

(2) 三波狩猟鳥獣捕獲禁止区域

ア 区域

鳳珠郡能登町地内の国道249号と一般県道鈴ヶ嶺矢波線との交点を起点とし、同所から同県道を北北西に進み町道矢波6号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び北に進み町道波並2号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道藤波矢波1号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び南東に進み同町波並地内から林道波並藤波線に通じる尾根道との交点に至り、同所から同尾根道を北東に進み林道波並藤波線との交点に至り、同所から同林道を東及び南東に進み町道藤波矢波1号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み県道与呂見藤波線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

イ 面積

305ヘクタール

(3) 珠洲中央狩猟鳥獣捕獲禁止区域

ア 区域

珠洲市若山町延武地内の国道249号と市道726号との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み輪島市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道上黒丸大谷線との交点に至り、同所から同県道を北に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み主要地方道大谷狼煙飯田線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道高屋出田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み国営農用地開発幹線道路との交点に至り、同所から同幹線道路を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

イ 面積

2,810ヘクタール

(4) 奥能登狩猟鳥獣捕獲禁止区域

ア 区域

珠洲市大谷町地内の国道249号と一般県道上黒丸大谷線との交点を起点とし、同所から同県道を南南西に進み同町森吉・外山及び若山町吉ヶ池地内を経て同町上黒丸地内の主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を西南西に進み八太郎峠に至り、同所から珠洲市と輪島市との行政区界を北西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

イ 面積

3,175ヘクタール

(5) 奥七海狩猟鳥獣捕獲禁止区域

ア 区域

鳳珠郡穴水町字此木地区の主要地方道七尾輪島線と一般県道柏木穴水線（通称珠洲道路）との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み町道北七海新道線との交点に至り、同町道を北西及び北に進み穴水町と輪島市との行政区界との交点（通称切割）に至り、同所から同行政区界を東に進み一般県道漆原下出線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を西に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み町道金刀比羅線との交点に至り、同所から同町道を北に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

イ 面積

1,457ヘクタール

3 捕獲を禁止する期間

平成29年11月1日から平成34年3月31日まで

石川県告示第501号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

大日山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

加賀市山中温泉九谷町の市道D第245線と林道千束線との交点を起点とし、同所から同林道を東に進み同林道の終点に至り、同所から千束谷に沿って南東に進み小大日山国有林と民有林の境界との交点に至り、同所から同境界を南東に進み小大日山から大日山を経て福井県の行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南西に進み標高1,063メートルの三角点に至り、同所から北向きの主稜を北に進み林道河内南谷線との交点に至り、同所から同林道を真砂町方面に進み真砂町で市道九谷真砂線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,950ヘクタール

4 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、加賀市南東部に位置する山間地で、ミズナラを中心とする落葉広葉樹を主体とする天然林が広がっている。繁殖期には、カワガラス、オオルリ、サシバ、ヤマドリ等が見られ、極めて良好な環境を示している。このことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条1項に基づく鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

保護管理方針

当該地区は、鈴ヶ岳鳥獣保護区に隣接し、鳥獣の生息環境に恵まれた地区である。鳥獣保護区に指定し、保護繁殖の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

石川県告示第502号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除した。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

西保鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

輪島市西二又町地内の主要地方道輪島浦上線、市道西二又 1 号線及び西二又 2 号線との交点を起点とし、同所から市道西二又 1 号線を東に進み山道を経て鳥毛橋に至り、同所から林道大沢線を南東に進み林道小池線との交点に至り、同所から林道小池線を東南東に進み林道佐比野線を経て N T T 佐比野無線中継所管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を南に進み林道縄又線との交点から更に西南西に進み西二又町と旧門前町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み主要地方道輪島浦上線を経て更に北に進み久佐木峠に至り、同所から山道を北東に進み市道西二又 2 号線を経て起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,010ヘクタール

4 存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

5 解除日

平成29年10月31日

1 名称

三波鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

鳳珠郡能登町地内の国道249号と一般県道鈴ヶ嶺矢波線との交点を起点とし、同所から同県道を北北西に進み町道矢波 6 号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び北に進み町道波並 2 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道藤波矢波 1 号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び南東に進み同町波並地内から林道波並藤波線に通じる尾根道との交点に至り、同所から同尾根道を北東に進み林道波並藤波線との交点に至り、同所から同林道を東及び南東に進み町道藤波矢波 1 号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み県道与呂見藤波線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

305ヘクタール

4 存続期間

平成18年11月1日から平成38年10月31日まで

5 解除日

平成29年10月31日

1 名称

珠洲中央鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

珠洲市若山町延武地内の国道249号と市道726号との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み輪島市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道上黒丸大谷線との交点に至り、同所から同県道を北に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み主要地方道大谷狼煙飯田線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道高屋出田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み国営農用地開発幹線道路との交点に至り、同所から同幹線道路を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,810ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

5 解除日

平成29年10月31日

1 名称

奥能登鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

珠洲市大谷町地内の国道249号と一般県道上黒丸大谷線との交点を起点とし、同所から同県道を南南西に進み同町森吉・外山及び若山町吉ヶ池地内を経て同町上黒丸地内の主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を西南西に進み八太郎峠に至り、同所から珠洲市と輪島市との行政区界を北西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

3,175ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 解除日

平成29年10月31日

1 名称

奥七海鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

鳳珠郡穴水町字此木地区の主要地方道七尾輪島線と一般県道柏木穴水線（通称珠洲道路）との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み町道北七海新道線との交点に至り、同町道を北西及び北に進み穴水町と輪島市との行政区界との交（通称切割）に至り、同所から同行政区界を東に進み一般県道漆原下出線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を西に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み町道金刀比羅線との交点に至り、同所から同町道を北に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,457ヘクタール

4 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

5 解除日

平成29年10月31日

石川県告示第503号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

横田休猟区

2 区域

七尾市中島町田岸地内の国道249号と市道谷内漆谷線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み主要地方道富来中島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み一般県道192号との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道別所岳公園線との交点に至り、同所から同市道を東に進み林道別所岳線との交点に至り、同所から同林道を南に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を東に進み市道横見線の終点（横見飲供取水口）に至り、同所から市道横見線の起点に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,355ヘクタール

4 存続期間

平成29年11月1日から平成32年10月31日まで

石川県告示第504号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

横田特例休猟区

2 区域

七尾市中島町田岸地内の国道249号と市道谷内漆谷線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み主要地方道富来中島線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み一般県道192号との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道別所岳公園線との交点に至り、同所から同市道を東に進み林道別所岳線との交点に至り、同所から同林道を南に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を東に進み市道横見線の終点（横見飲供取水口）に至り、同所から市道横見線の起点に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,355ヘクタール

4 存続期間

平成29年11月1日から平成32年10月31日まで

石川県告示第505号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

若緑特定猟具使用禁止区域

2 区域

かほく市余地内の一般県道黒川横山線松ヶ崎橋を起点とし、同所から宇ノ気川（かつら川）を北東に進み同市若緑地内の一般県道黒川横山線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み新開地農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み若緑7-1番地と8-1番地の境界との交点に至り、同境界を南南西に進み同市余地との境界に至り、同所から公社造林余地団地尾根を南西に進み公社造林作業路との交点に至り、同所から同作業路を北西に進み北家墓地に至る農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み一般県道黒川横山線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

29ヘクタール

4 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

西金特定猟具使用禁止区域

2 区域

金沢市百坂町地内の高速自動車国道北陸自動車道とI Rいしかわ鉄道線（旧J R北陸本線）との交点を起点とし、同所から同鉄道を南南西に進み野々市市地内の国道8号線との交点に至り、同所から同国道を北に進み高速自動車国道北陸自動車道との交点に至り、同所から同高速自動車国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積
1,776ヘクタール
- 4 存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

- 1 名称
柳瀬特定猟具使用禁止区域

- 2 区域
羽咋郡宝達志水町敷浪地内の国道249号と同町敷浪と同町宿との字界との交点を起点とし、同所から同字界を西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北北西に進み宝達志水町と羽咋市の行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を東北東に進み国道249号の交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積
260ヘクタール
- 4 存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

公 告

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
井 村 優	白山市美川中町ル40-1 井村内科・腎透析クリニック	白山市美川北町ヲ67-1 井村内科医院	平成29年10月1日

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
宮 田 康 一	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック	平成29年9月30日
圓 山 尚	〃	〃
織 田 悠 吾	七尾市大和町チ部15番地3 医療法人社団真貴会 国下整形外科医院	〃

野村 英 樹

白山市美川北町ヲ67-1 井村内科医院

平成29年3月31日

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
川 口 真 史	七尾市大和町チ部15番地3 医療法人社団真貴会 国下整形外科医院	平成29年9月30日
中 島 久美絵	金沢市本町1丁目2番27号 医療法人社団白銀会 林病院	〃
今 野 哲 雄	かほく市内日角6-35-1 中田内科病院	〃

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 吉田農園	小松市長田町リ21番地	小松市長田町ワ95番
竹田 茂	小松市長田町ル67番地	小松市蛭川町甲325番1
坂上 忠	加賀市上河崎町ヨ20番地	加賀市上河崎町32番1ほか6筆
藤井 秀利	加賀市分校町る29番地	加賀市分校町121番1ほか2筆
有限会社 吉田農産	加賀市宮地町ト23番地	加賀市高尾町57番ほか6筆
農事組合法人 和多農産	能美市山田町121番地	能美市徳久町21番ほか103筆
農事組合法人 アグリてどり	能美市上清水町ロ78番地	能美市徳久町83番
農事組合法人 はんにゃの	七尾市盤若野町へ部24番地	七尾市満仁町西19番ほか28筆
農事組合法人 温井営農組合	七尾市温井町チ部106番地	七尾市温井町西41番ほか109筆
農事組合法人 三室町営農組合	七尾市三室町上63番地	七尾市三室町上56番1ほか78筆
農事組合法人 万行希望の丘農園	七尾市万行町62部45番地	七尾市万行町参七315番1ほか1筆
農事組合法人 玉川農産	鹿島郡中能登町徳前11部121番地	鹿島郡中能登町徳前む48番ほか36筆
山本 茂昭	鹿島郡中能登町武部マ部19番地	鹿島郡中能登町武部ト32番甲ほか10筆

2 認可年月日

平成29年10月31日

県営土地改良事業に係る不換地指定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営は場整備事業相神地区の換地計画において、次のとおり換地を定めない土地を指定した。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

換地を定めない土地

市 町	大 字	字	地 番	地 目	面 積 (m ²)
羽咋郡志賀町	相神	ほ	17	田	432
〃	〃	〃	18	〃	432
〃	〃	〃	19	〃	432
〃	〃	〃	20	〃	432
〃	〃	〃	21	〃	432
〃	〃	〃	22	〃	619
〃	〃	〃	37	〃	1,035
〃	〃	〃	38	〃	1,035
〃	〃	〃	67	〃	1,045
〃	〃	〃	68	〃	732
〃	〃	〃	69	〃	447
〃	〃	〃	70	〃	925
〃	〃	〃	71	〃	1,035
〃	〃	〃	72	〃	1,035
〃	〃	〃	73	〃	1,000

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成29年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市沖周辺土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
石 田 敏 明	小松市沖町へ7番地	平成29年10月17日
江 戸 銑 重 郎	小松市沖町イ86番地	〃
西 東 健 治	小松市沖町口80番地	〃
清 水 康 史	小松市清六町甲75番地	〃
杉 林 憲 治	小松市不動島町甲79番地	〃
千 田 晴 憲	小松市沖町へ64番地	〃
千 田 穰	小松市沖町へ58番地	〃
高 見 要 行	小松市吉竹町五丁目321番地	〃
辻 繁 雄	小松市沖町ト63番地	〃
中 田 善 夫	小松市不動島町甲74番地	〃
西 辻 和 夫	小松市沖町イ137番地	〃
東 克 己	小松市沖町口119番地1	〃
平 田 清 一	小松市不動島町甲73番地	〃
前 山 高 栄	小松市不動島町甲62番地	〃
前 山 廣	小松市不動島町甲61番地	〃
森 山 幸 太 郎	小松市不動島町甲146番地	〃
森 山 弘 之	小松市不動島町甲86番地	〃

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第89号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成29年10月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第89号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において当選した者の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選挙区名	住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
石川県第1区	石川県金沢市百坂町ト1番地	馳 浩	自由民主党
石川県第2区	石川県小松市土居原町265番地1	佐々木 紀	自由民主党
石川県第3区	石川県七尾市石崎町ソ部5番地9	西 田 昭 二	自由民主党